

令和9年度採用（令和9年度新生・在学生対象）

浜松市奨学生募集要項

【大学、大学院、短期大学、専門学校等】

申請期間：令和8年7月1日～令和8年9月30日

浜松市では、優秀な学生等で経済的理由により修学困難な方に対し、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的として修学に必要な学資の一部を無利子貸与しています。

浜松市の奨学金制度は、以前奨学生であった方からの償還金を次の奨学生に貸与することにより成り立っています。奨学金の貸与が終了したときには、次の奨学生のために適切な償還計画を立て、円滑に償還していただきますようお願いいたします。

浜松市教育委員会教育支援課

所在地 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1
(イーステージ浜松オフィス棟7階)

電話 053-457-2406

アドレス sogo@city.hamamatsu-szo.ed.jp

I 申請～採用

1 申込資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- 浜松市に住所を有する者の子等
- 次のいずれかに該当する者 ※令和9年度新生・在学生が対象です。
 - 学校教育法第1条に規定する大学に在学する者
 - 学校教育法第1条に規定する高等専門学校に在学する者（4年次以上）
 - 学校教育法第124条に規定する専修学校（修業年限が2年以上の学科に限る）の専門課程に在学する者
 - 学校教育法第1条に規定する高等学校（修業年限が2年以上の専攻科に限る）に在学する者
- 学業成績優秀であること
- 日本学生支援機構、大学等の奨学金制度及びその他育英団体等から貸与型奨学金を受けていないこと（給付型奨学金は可）

※申請時点で他の奨学金制度と併願することはできますが、貸与型奨学金を併給することはできません。他の貸与型奨学金制度も採用となった場合は、いずれかを辞退していただきます。

2 貸与の概要

(1) 貸付額

月額45,000円以内 ※希望により5千円単位で変更できます。

(例) 上限額45,000円を大学在学中の4年間借りる場合の総額 45,000円×12ヶ月×4年 = 2,160,000円

(2) 貸付方法

年10回、奨学生本人名義の金融機関の預金口座に振り込みます。

※年度最初の振込は5月を予定しており、2月と5月は2か月分を振り込みます。

(3) 貸与の期間

奨学金の貸与期間は、その学校における正規の修学期間とします。

※留年による貸付期間の延長はありません。また、休学中は貸与を停止します。

3 申請の手続

(1) 申請期間

提出書類を教育委員会教育支援課へ直接お持込ください。(郵送不可)

令和8年7月1日(水)から9月30日(水) 8:30~17:15

※駐車場を御利用の際は、「OGURI パーキング I」または「OGURI パーキング II」を御利用ください。

(2) 提出書類 ※提出された書類はお返しできません。

① 奨学金貸与申請書(第1号様式) 連帯保証人2名を立ててください。

* 連帯保証人については、下記を御確認ください。

② 奨学生推薦書(第2号様式)

* 新入生: 在学する高校のもの、在学学生: 在学する大学・専門学校等のもの

③ 成績証明書

* 新入生: 在学する高校の第2学年まで反映されたもの

* 在学学生: 現学校のもの。ただし、現在1年生で提出できる成績証明書がない場合には
出身高校の成績証明書を提出してください。

④ 両親(又は後見人等)の令和8年度市民税・県民税課税証明書

* 両親双方の証明書が必要です。(非課税の場合は非課税証明書を提出してください。)

⑤ 住民票の写し(マイナンバーの表示がないもの)

* 本人及びその家族全員の住民票の写しが必要です。

⑥ (※任意) 奨学生のきょうだい(令和9年4月1日時点で大学等に在籍している見込みの場合、そのきょうだいの在学証明書)

※提出により基準となる所得額が変更となります。詳しくは『4 奨学生の選考』欄を御参照ください。

※④、⑤、⑥は取得した日から3か月以内のものを有効とします。

【連帯保証人】奨学生本人と同等の納付義務があります。

・連帯保証人は、令和9年4月1日現在で以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
- (2) 生活保護を受けていないこと。
- (3) 市町村民税が非課税でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

連帯保証人2名の例

	①	②
両親又は後見人等のいずれか一人が要件に当てはまる	要件に当てはまる 両親又は後見人等の いずれか一人	同居の親族以外の方 (両親の兄弟姉妹等)
両親又は後見人等が要件に当てはまらない	両親又は後見人等 以外の方	同居の親族以外の方 (両親の兄弟姉妹等) ①とは別生計

・連帯保証人2名は、原則、①両親又は後見人等のいずれか一人、②同居の親族以外の方としてください。

※両親又は後見人等が連帯保証人の要件に当てはまらない場合は、同居の親族以外の方を含めた2名を立ててください。

・連帯保証人は、採用後の手続きで、市税の納税証明書及び印鑑登録証明書の提出が必要になりますので御承知おきください。

参考 課税証明書及び納税証明書の交付を受けるとき

詳しくは、浜松市ホームページで御確認ください。

	市民税・県民税課税証明書	市税の納税証明書	住民票の写し・印鑑登録証明書
受付窓口	・区役所区民生活課、東・西・南・北の各行政センター ・支所（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山） ・市民サービスセンター ・協働センター（北部・南部・中部・西部・雄踏・可美・細江を除く） ・ふれあいセンター（二俣・光明を除く）		
	・税務総務課（市役所） ・市民税課（元目分庁舎）		・収納対策課（元目分庁舎）
	コンビニ交付サービス対象		コンビニ交付サービス対象
	手数料 一通 350 円（コンビニ交付の場合は一通 200 円）		
受付時間	平日（月～金曜日） 8:30～17:15（コンビニ交付の場合は全日 6:30～23:00）		

4 奨学生の選考

提出書類をもとに、人物及び学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難であると認められる方を奨学生選考委員会にて選考します。

<選考基準> ※申請人数が定員を超過した場合は、世帯の所得などを勘案して採用者を選考しますので、基準を満たしても不採用となる場合があります。

<所得基準> : 両親等の所得金額計 805 万円以下（給与所得者・公的年金所得者の場合+ 10 万円）
・多子世帯（子ども 3 人以上を扶養する世帯）は、3 人目以降の子ども 1 人につき+ 91 万円
・奨学生（申請者）とそのきょうだいが同時に大学等に在籍する見込みの世帯は、そのきょうだい 1 人につき+ 98 万円（※きょうだいの在学証明書の提出があった場合）

<学業成績基準> : 高校の成績が平均点以上または大学等取得単位の成績評定が平均点以上

5 選考結果の通知

採用予定人数：50 名程度

選考結果は、「選考結果通知書」により申請者全員へ通知します。（10 月下旬頃を予定）

なお、この時点では仮採用であり、進学先の在学証明書等、書類の提出をもって貸与開始となります。

6 採用決定後提出書類 ※提出された書類はお返しできません。

仮採用の通知を受けた方は、指定する期限（令和 9 年 4 月中旬）までに以下の書類を教育委員会へ提出してください。（提出書類の詳細については選考結果通知の際にお知らせします。）

- ① 「奨学金借用誓約書」
- ② 「在学証明書」（令和 9 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）
- ③ 連帯保証人 2 名の「印鑑登録証明書」（令和 9 年 2 月 1 日以降に発行されたもの）
- ④ 両親及び連帯保証人の「令和 8 年度市税の納税証明書」（令和 9 年 2 月 1 日以降に発行されたもの）
- ⑤ 「支払金口座振替依頼書」
- ⑥ 奨学生の顔写真（縦 40 mm×横 30 mm、縦 45 mm×横 35 mmのいずれか）
- ⑦ 「調査同意書」

※上記のほか、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

書類の提出が確認された後、5 月から貸与開始予定です。（4・5 月の 2 か月分を振込）

II 貸 与 中

1 現況届・成績証明書の提出 ※提出された書類はお返しできません。

奨学生は、貸与期間中、毎年、の修学状況を教育委員会に報告していただきます。（貸与中の年度末に依頼）

- ・継続貸与の方 「奨学生現況届」「成績証明書」
- ・新規貸与の方 「奨学生現況届」「成績証明書」（貸与初年度は面談を予定）

提出されない場合、あるいは奨学生として適当でないと認められた場合は、貸与の一時停止又は廃止をすることがあります。また成績基準に達していない場合、奨学生または保護者へ連絡させていただくことがあります。

2 奨学金貸与の廃止

奨学生が次に該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。

- ① 死亡したとき
- ② 病気その他の理由により卒業の見込みがなくなったとき
- ③ 退学したとき
- ④ 転学したとき
- ⑤ 奨学金の貸与を辞退したとき
- ⑥ 要件に該当しなくなったとき（他の奨学金の貸与を受けたときなど）
- ⑦ その他奨学生として適当でないと認めるとき

他の貸与型奨学金を受給する場合は速やかに御連絡ください。

3 貸与中の届出等

奨学生又は連帯保証人が次に該当する場合は速やかに御連絡いただき、下記書類を御提出ください。

- ・奨学金受領先の金融機関を変更したいとき『支払金口座振替依頼書』
- ・奨学生の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき『奨学生等氏名・住所等変更届』
- ・連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき『連帯保証人氏名・住所変更届』
- ・奨学金の貸与月額を変更したいとき『奨学金貸与月額変更届』
- ・奨学生が休学・復学・転学・退学するとき『休学・復学・転学・退学届』
- ・奨学金の貸与を必要としなくなったとき又は他の奨学金の貸与を受けたとき『奨学金辞退等届』

Ⅲ 償 還

1 奨学金償還方法

奨学金の償還は、貸与期間の満了の日（廃止された日）の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の3倍に相当する期間内に、半年賦（7月末、12月末）又は年賦（12月末）の均等払いで口座引き落とし又は納付書により償還していただきます。

【貸与期間4年、償還期間12年の場合の償還例】

貸与月額	貸与総額	半年賦の場合	年賦の場合
45,000円	2,160,000円	90,000円×24回	180,000円×12回

* 償還金は、その全部又は一部を繰り上げて償還することができます。

* 償還金は無利子ですが、納入期限までに納付されなかった場合、浜松市奨学金貸与条例第12条に基づき、遅延損害金を請求します。

2 提出書類及び償還猶予 ※提出された書類はお返しできません。

奨学金の貸与が完了したとき又は廃止が決定されたときは、奨学生であった方は直ちに「奨学金償還誓約書」及び「連帯保証人の印鑑登録証明書」を教育委員会に提出してください。

病気その他の理由により奨学金の償還が困難な方、また在学中及び大学院等に進学した方（留学・進学及び就職準備中の方を含む）は、申し出により相当の期間奨学金の償還が猶予されます。

償還の猶予を必要とする方は、「奨学金償還猶予申請書」を教育委員会に提出してください。

3 異動及び変更の届出等

奨学金償還中の方又は連帯保証人が次に該当するときは、直ちに教育委員会に届け出てください。

- ・氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき『奨学生等氏名・住所等変更届』
- ・奨学金償還中の方が死亡したとき『死亡届』
- ・連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき『連帯保証人氏名・住所変更届』
- ・連帯保証人を変更するとき『連帯保証人変更承認申請書』